２　前項第一号の特定健康診査の実施率（以下この条、次条及び附則第十八条の二から第十八条の六までにおいて単に「特定健康診査の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定健康診査（以下この条、次条及び附則第十八条の二から第十八条の六までにおいて「特定健康診査」という。）の受診者の数を同年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。

３　第一項第二号の特定保健指導の実施率（次条及び附則第十八条の二から第十八条の六までにおいて単に「特定保健指導の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定保健指導（以下この条、次条及び附則第十八条の二から第十八条の六までにおいて「特定保健指導」という。）が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とする。

４～７　（略）

附　則

（令和元年度の確定後期高齢者支援金に係る加算対象保険者の基準）

第十八条の三　令和元年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、第四十条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとする。

一・二　（略）

（令和元年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率）

第十八条の五　令和元年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率は、第四十条の二の二の規定にかかわらず、一に第一号及び第二号に掲げる率を加えた率とする。

一・二　（略）

（令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定健康診査等の実施率）

第十八条の六　令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定健康診査の実施率は、第四十条の二第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数を第三号に掲げる数で除して得た数とする。

一　令和元年度における第四十条の二第一項第一号の表の上欄に掲げる保険者に係る特定健康診査の受診者の数から令和二年三月における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数を控除した数

二　令和元年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数

三　一から平成二十八年度から平成三十年度までの各年度における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数に占める当該年度の三月における当該保険者に係る特定健康診査の受診者の数の割合を平均した数を控除した数

２　令和二年度の確定後期高齢者支援金に係る特定保健指導の実施率は、第四十条の二第三項の規定にかかわらず、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た数を第三号に掲げる数で除して得た数とする。

一　令和元年度における第四十条の二第一項第二号の表の上欄に掲げる保険者に係る特定保健指導が終了した者その他これに準ずる者の数からこれらの者のうち同年度における当該保険者に係る特定保健指導を初めて実施した日が令和二年三月から五月までの間にある者の数を控除した数

２　前項第一号の特定健康診査の実施率（以下この条、次条及び附則第十八条の二から附則第十八条の五までにおいて単に「特定健康診査の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定健康診査（以下この条、次条及び附則第十八条の二から附則第十八条の五までにおいて「特定健康診査」という。）の受診者の数を同年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。

３　第一項第二号の特定保健指導の実施率（次条及び附則第十八条の二から附則第十八条の五までにおいて単に「特定保健指導の実施率」という。）は、当該年度の前年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定保健指導（以下この条、次条及び附則第十八条の二から附則第十八条の五までにおいて「特定保健指導」という。）が終了した者その他これに準ずる者の数を同年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とする。

４～７　（略）

附　則

（平成三十一年度の確定後期高齢者支援金に係る加算対象保険者の基準）

第十八条の三　平成三十一年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、第四十条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することとする。

一・二　（略）

（平成三十一年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率）

第十八条の五　平成三十一年度の確定後期高齢者支援金に係る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める率は、第四十条の二の二の規定にかかわらず、一に第一号及び第二号に掲げる率を加えた率とする。

一・二　（略）

（新設）

（新設）